

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名 : 大分県  
農業委員会名 : 玖珠町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

## 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1633
自給的農家数	424
販売農家数	1209
主業農家数	204
準主業農家数	188
副業的農家数	817

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1609
女性	766
40代以下	140

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	181
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	14
農業参入法人	7
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	1,540.0	527.0	527.0			2,067.0
経営耕地面積	1,222.2	189.4	118.0	9.0	62.4	1,411.6
遊休農地面積	20.6	2.2	2.2			22.8
農地台帳面積	1,719.0	457.2	457.2			2,176.2

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

## 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	12	12	12

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率	
	2067 ha	555 ha	26.9	%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散さく圃等が、農地の確保・有効利用を図るまでの課題である。町内周辺部は、零細農業者が多いため、担い手が耕作する農地が分散するため作業効率が悪い。			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	45 ha	(うち新規集積面積	30 ha)
	目標設定の考え方:平成26年9月策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想方針」(農林業振興課策定。以下、構想方針という。)において、効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占めるシェアを80%としていることから、本指針においても農用地面積2,067ha(採草放牧地を除く)の80%にあたる1,654haを最終目標に掲げるものとする。なお、年間の集積目標については、直近2年の集積実績等を考慮して45haとする。			
活動計画	(4月)リーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。また、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を農業委員及び農地利用最適化推進委員により実施する。(10月)利用権設定の終期到来農地の再設定に向けた通知を行い、利用集積の継続を図る。また、周期到来農地で、借り手がいなくなった場合に新規の利用集積に向けたあっせんを実施する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点での担当手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	5 経営体	1 経営体	1 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.8 ha	0.2 ha	0.8 ha
課 題	営農技術の習得、農地をはじめとする設備投資資金の確保、相談窓口の充実		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

## 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	2ha
活動計画	年間目標を5経営体とする。就農希望者に対する情報発信及び相談対応、就農に向けた技術習得のための支援、定着に向けた取り組み、経営発展に向けた取り組みを通年で行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2067 ha	22.8 ha	1.1 %
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積	7.5 ha	
	目標設定の考え方:平成27年度末の遊休農地は41haとなっており、毎年度5haの解消を目標に、おおむね8年後に全ての遊休農地を解消することとする。また、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に取り組みを検証して目標の見直しを行う。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	19人	7月～9月	10月～11月
農地の利用状況調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>6月中旬～8月中旬に各担当地区ごとに推進委員が利用状況調査を実施し、その結果を受け、最終確認を推進委員、農業委員、事務局とで行う。</li> <li>利用状況調査で確認して、遊休農地の所有者に対し、農地利用の意向調査を行う。</li> <li>農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査</li> <li>仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤強化法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査</li> <li>意向調査に基づき農業公社を通じた売買や借受等の希望者を紹介する。</li> </ul>	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～1月	11月～1月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)		違反転用面積(B)	
	2,067.0	ha	0.67	ha
課 題	町周辺部の山間部は、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。また、遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。			

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	広報誌等で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知する。リーフレット等で農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかけを行う。また、7月からの遊休農地利用状況調査に併せて監視を強化する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入